

石川労働局発表

令和7年10月31日（金）

〔照会先〕

石川労働局労働基準部

監督課長 坂本 千秋

監察監督官 道下 豊

電話 076 (265) 4423



報道関係者 各位

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です ～シンポジウム、過重労働解消キャンペーンを実施、ベストプラクティス企業を訪問～

石川労働局（局長 八木 健一）は、11月の「過労死等防止啓発月間」において、過労死等をなくすためのシンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、県民への周知・啓発を目的として、11月11日（火）に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払い残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、石川労働局長によるベストプラクティス企業への訪問、意見交換などを行います。

### 1 県民への周知・啓発

#### (1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催（別添1）

過労死遺族の方の体験談やメンタルヘルスの専門家による講演などを行います。  
無料でどなたでも参加できます。

・日 時 令和7年11月11日（火）13：30～15：40（受付13：00～）

・場 所 石川県地場産業振興センター 本館第1研修室

【参加申込方法】別添1裏面のQRコード（専用webサイト）、FAXで事前にお申し込みください。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

#### (2) ポスターの掲示などによる県民に向けた周知・啓発の実施

県内使用者団体、労働組合、県市町など（計38団体）に対して、ポスターの掲示、パンフレット・リーフレットの配布などの協力要請を実施済

### 2 「過重労働解消キャンペーン」の概要（別添2）

#### (1) 労使の主体的な取組を促します

石川労働局長が使用者団体等に対して長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を促す要請を行います。（下記団体には直接訪問します）

【一般社団法人石川県経営者協会会長への要請】

・令和7年11月7日（金）11：15～（於：金沢商工会議所会館3F協会事務所）

※要請場面の取材（カメラ入り含め）が可能です

（上記団体のほか使用者団体、石川県社会保険労務士会など計13団体に対し要請予定）

#### (2) 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

石川労働局長が長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業の経営トップ等と意見交換を行い、長時間労働削減に向けた取組事例を収集し広く紹介します。

（詳細については、改めて、プレスリリースいたします。）

### (3) 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

### (4) 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日（土）から11月7日（金）を過重労働相談受付集中週間（11月2日（日）、3日（月・祝日）を除く）とし、労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

### (5) 特別労働相談受付日を実施します

11月1日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

#### ① 過重労働解消相談ダイヤル

電話番号：フリーダイヤル 0120 なくしましょう (794) 長い残業 713

実施日時：令和7年11月1日（土）9：00～17：00

※労働基準監督官が相談に対応します。

#### ② 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

電話番号：フリーダイヤル 0120 はい！ (811) 労働 610

実施日時：令和7年11月1日（土）9：00～21：00

※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

### (6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します（別添3）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月にかけて、会場又はオンライン（随時）により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

（会場開催）

- ・日 時 令和7年11月6日（木）14:00～
- ・場 所 金沢勤労者プラザ

また、特別企画として「業務効率化セミナー」をオンラインで実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

【専用ホームページ】



▼特設ホームページはこちら

過重労働解消キャンペーン

検索



別添1：過労死等防止対策推進シンポジウム（石川会場）

別添2：「過重労働解消キャンペーン」リーフレット

別添3：「過重労働解消のためのセミナー」リーフレット

石川会場



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策 推進シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、  
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも  
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

**参加無料**

事前申込

日時

2025年 **11月11日(火)**  
13:30~15:45 (受付13:00~)

会場

石川県地場産業振興センター  
本館 第1研修室  
(石川県金沢市鞍月2丁目1番地)

基調講演

**パワハラのは発生は予防できるのか？  
過労死のない社会を目指して**



神奈川県立保健福祉大学大学院  
ヘルスインノベーション研究科 教授

**津野 香奈美 氏**

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：石川県、金沢市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議  
働くもののいのちと健康を守る石川センター

# 石川会場

## プログラム

[ 石川労働局からの報告 ]

[ 企業からの取り組み事例発表 ]

「社員全員の方で高めるウェルビーイング～心身ともに健康な企業づくり～」  
株式会社 BBS 金明

[ 過労死遺族の声 ]

[ 基調講演 ]

## 「パワハラ」の発生は予防できるのか？ 過労死のない社会を目指して」

津野 香奈美 氏

(神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授)

## 津野 香奈美 氏

神奈川県立保健福祉大学大学院  
ヘルスイノベーション研究科 教授

東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部衛生学講座助教、同講師、ハーバード公衆衛生大学院客員研究員を経て、2024年より現職。著書に「パワハラ上司を科学する」(筑摩書房、2023年)。厚生労働省「ハラスメント実態調査」「カスタマーハラスメント・就労ハラスメント等防止対策強化事業」検討委員。

## 会場のご案内

### 石川県地場産業振興センター 本館 第1研修室

(石川県金沢市鞍月2丁目1番地)

・金沢駅から当センターまで約4km

【タクシー】JR金沢駅金沢港口(西口)より 約10分

【北鉄バス】JR金沢駅金沢港口(西口)より 約20分 金沢駅西口6番乗り場「工業試験場行」  
または「消費者支援センター行」乗車「工業試験場」下車

## 参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



※駐車場に停められる台数に限りがありますので、お車でのご来場の際はできるだけ乗り合わせてお越し下さい。

◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- |                                  |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者     | <input type="checkbox"/> 会社員       | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員        | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生  | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 |                              |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> その他 [ ] |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |

|        |          |       |
|--------|----------|-------|
| お名前    | ふりがな     | ふりがな  |
|        | ふりがな     | ふりがな  |
| 連絡先    | ●TEL:    | ●FAX: |
|        | ●E-mail: |       |
| 企業・団体名 |          |       |

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供いたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: ☎ 0570-026-027 (ナビダイヤル)  
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp



11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、**過重労働解消キャンペーン**を実施しています

1

### 労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

### 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3

### 長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

### 労働相談を実施します

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和7年11月1日(土)  
9:00~17:00

なくしましょう 長い残業  
0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

### 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。\*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



## 11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

参加費無料

\*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

インターバル制度や  
IT活用など、明日から使える  
事例や法令を学べる！



参加費  
無料

# 過重労働 解消のためのセミナー

## セミナー概要

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実践的に使える知識**」を提供します。

- ★法令、ガイドライン等のポイント解説
  - ★過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例
  - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

- ・47都道府県開催
- ・1回120～150分(休憩10分)

## 会場情報

2025年  
11月6日(木) 14:00～

会場：

**金沢勤労者プラザ**

石川県金沢市  
北安江3丁目2-20

※各会場でのセミナー会議室は、  
入り口にてご案内板をご確認下さい。

IT等を利用した業務効率化のセミナー(オンライン)等も実施しています。

詳細・お申込みはホームページから  
<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー

検索

携帯電話・スマホからでも ➡



令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」  
運営事務局 株式会社広済堂ネクスト  
〒105-0023 東京都港区芝浦1-2-3 シーパンスS館13F  
TEL 050-8894-5990 受付時間 平日9:00～17:00  
(土日・祝日およびお盆休み(8月9日～17日)を除く)  
令和8年1月末日まで電話受付



ひと、くらし、みらいのために

**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## セミナー参加のお手続きはこちらから

セミナーの詳細及びお申込みはホームページからご確認ください。

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー

検索



### オンラインセミナーについて

#### ◆ 過重労働解消のためのセミナー

『過重労働解消のためのセミナー』はオンラインでも開催させていただきます。

オンラインセミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールのほか、各講師の専門分野から重点テーマを設定し、5テーマに分けて開催します。

- ★過労死等労災認定基準から見た過重労働の防止(副業・兼業、テレワークの留意点を含む)
- ★過重労働とパワハラ防止(年次有給休暇、各種ハラスメントを含む)
- ★過重労働とメンタルヘルス(過労死等防止対策大綱、ストレスチェックを含む)
- ★過重労働と健康障害防止(下請等中小事業者へのしわ寄せ防止を含む)
- ★過労死等に係る損害賠償請求事例と上積み補償(フリーランスと過重労働、定額残業代制度を含む)

#### ◆ 業務効率化セミナー

過重労働解消のためには業務効率化による労働時間の削減の取組が必要です。

本セミナーでは業務改善のステップとして、業務の洗い出し及び業務量の可視化、改善に向けた問題点の明確化及び改善手法の検討、ITツール導入による業務効率化の検討について具体的な事例を交えながら説明いたします。

### お申込みから参加について

#### お申し込み方法

日程一覧より、参加したいセミナーの情報の横にある申込ボタンからお申込みください。現地セミナーの場合は、関東や近畿などのエリアごとに日程情報が表示されますので、地域を選択のうえ、ご確認ください。

【お申込みに必要な情報】

・担当者氏名    ・メールアドレス    ・参加人数    ・事業場全体労働者数

#### 参加方法(リアルセミナー)

お申込み完了後、お申込みの際に登録したアドレス宛に会場名等が記載されたメールが届きますので、ご確認ください。セミナーで使用するテキスト等は会場にてお配りします。

#### 参加方法(オンラインセミナー)

お申込み完了後、お申込みの際に登録したアドレス宛にオンライン参加のためのURLが記載されたメールが届きます。

※Zoomでの開催となりますので、事前にZoomのインストールおよびアカウントの準備をお願いします。